

(8)

日支全面的和平實現見地ヨリ考察セル和平條件(條約)問題(一九三三)

B 1.1.1.0 - 27 544

0216

REEL No. A-0212

0 : 2 4

アジア歴史資料センター

極秘

日支全面的和平實現ノ見地ヨリ考察セル和平條件
(條約)問題

(昭和一五、九、三 盟一)

日支間ノ基本關係ヲ律スヘキ條約及附屬諸取極ニ關スル南京交渉ハ
一段落シ重慶側ニ對シ之ニ參加ヲ要求スヘキ筋合ナルヲ^{カ重慶ノ}果シテ
右條約ニ現ハレタル諸條件ヲ受諾スルヤ甚シク疑問ナル處帝國ノ最
少限度ノ要求トシテ重慶ニ對スル和平條件ヲ考察スルニ大要左記ノ
如シ

一 滿洲國承認問題

本件ニ關シテハ現在ノ日滿支共同宣言案ヲ必スシモ固執スル要ナ
キ處滿洲國ノ承認實施ヲ和平ノ時期ヨリ遲ラスコトハ最も好マシ

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

545

0217

外務省

※

※

0218

カラサル問題ナリ但シ本件カ和平ノ唯一ノ障害トナルカ如キ已ム
ヲ得サル場合ニ於テハ和平ト同時ニ秘密文書ヲ以テ滿洲國承認ノ
約束ヲナサシメ右承認實行ノ時期及方法ハ兩國ノ協議ニ依ルコト
トシ差支ナク(重慶ハ豫メ右ヲ承認スルヲ要スルコト勿論ナリ)
尤モ右時期ハ撤兵完了前タルコトヲ要ス

ニ領土及主權ノ尊重問題

右尊重方取極メニ異議ナク之ヲ日支相互的トスルモ差支ナシ

(日滿支三國宣言カ最妙案ナルヘシ)

一 一般親和及排日禁止問題(現條約案第一條)

重慶側モ問題ナキ所ナルヘク現在ノ條約案ニテ可ナルヘシ

(現條約案第二條ハ文化協力規定ニシテ和平條件トスル要ナシ)

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

546

外務省

REEL No. A-0212

アジア歴史資料センター

共同防共問題（現條約案第三條）

重慶側ニ於テハ現在ノ防共駐兵地域ニ關スル秘密諒解ノ内容ヲ知悉シ居リ右地域ヲ現在ノ諒解ヨリモ縮少スルコトヲ主張スルモノト信スヘキ充分ノ根據アル處右ハ或ル程度（例ヘハ〇〇ノ讓歩）ヲ考慮シ得ヘシ尤モ斯クシテ除外セラレタル地域ハ之ヲ非武装地帶トナスヲ得ハ上乘ナルヘシ

尙共同防共ハ御前會議ニ於テ決定ヲ見近衛三原則ノ一トシテ聲明セラレタル所ナルカ日支兩國ノ關係ハ斯ノ如キ限ラレタル共同防衛タルコトヲ理想トスヘキヲ以テ重慶ニ於テ承諾スルニ於テハ共同防共ヲ含メタル共同防衛ノ趣旨ニテ妥結スルヲ上乘トスヘク共同防共關係ノ字句ハ公表セラレサルコトトナルヘシ右ノ場合ニ於

（日本標準規格B6）

B 1,1,1,0 - 27

547

0219

外務省

テモ現條約案第三條ノ修正案別紙ノ通

（現條約案第四條ニ規定スル共通ノ治安ニ關スル駐兵ハ之ヲ重慶トノ和平ノ條件トスルヲ要セス、汪側ニ對シテモ右條項ハ附屬職定書ニ移スヲ可トスヘシ）

（日本標準規格B6）

B 1,1,1,0 - 27

548

0220

外務省

四 艦船部隊ノ駐留（現條約案第五條）

本件ハ大体现條約案ニ依ルコトトシ即チ抽象的ニ特定地點ニ艦船
部隊ヲ駐留スルコトヲ得ヘキ旨ハ公表スルモ右具体措置ニ關スル
條件ハ秘密トナス案ニテ重慶モ異議ナキモノト認メラルル處揚子
江沿岸ノ分ハ之ヲ條約面ヨリ削除シ慣例ニ依リ實行スル案モ考慮
スルヲ要スル場合モ或ハ生スルコトアルヘシ
尙共同防共ニ代フルニ共同防衛ノ字句ヲ用フル場合ハ現條約案第
五條艦船部隊ノ駐留ハ之ト合併スルコト可然前述別紙ハ右ノ場合
ヲモ考慮ユ入レタル案文ナリ

六 經濟提携問題（現條約案第六條）

北支蒙疆及海南島以外ノ國防特定資源ノ開發ニ關スル便宜供與事

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

549

0221

項ハ必スシモ之ヲ固執スルヲ要セサルハク又交通通信ノ援助及協
力ニ關スル條項ハ基本條約トシテ特ニ和平條件タラシムル必要モ
ナカルヘシ

七 治外法權撤廢及内地開放問題（現條約案第七條）

別ニ問題モナカルヘシ

八 撤兵問題（附屬議定書案第三條）

支那側ニ於テ二年ノ字句ヲ挿入方固執スルニ於テハ現條約案ニ依
リ差支ナキモ現條約案ノ意味必スシモ分明ナラス議事録中ニ説明
ヲ要スル有様ナルヲ以テ撤兵ノ完了時期ヲ直截明示スルヲ可トス
ヘク例ヘハ「治安確立ト同時ニ撤兵ヲ完了ス」又ハ「治安確立后
三ヶ月以内ニ完了ス」ト改ムルコト然ルヘシ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

550

0222

現在我方ニ於テハ撤兵條項ニ藉口シ治安確立セズトノ口實ヲ以テ
アル地域（例ハ上海南京方面三角地帯ニ永キニ亘リ保障駐兵ヲ
ナサントスル意向アルカ如キ處右ハ之ヲ取り止メ揚子江下流三角
地帯及防共地域中縮少シタル部^部分例ハハ〇〇ノ如キハ之ヲ非武装
地帯トナス乘ヲ以テ保障駐兵ニ代フルヲ可トスヘシ

0223

(日本標準規格B5)

8 1.1.1.0 - 27

551

外務省

以上ハ和平基本條件ノ根本ヲナス問題ナルカ右ノ外和平ノ實行ニ當
リテハ

一、蔣介石ノ下野問題

下野ヲ要求スル要ナシ

二、汪、蔣ノ合作問題

汪蔣カーヲ合作セル建前ヲトルコトハ現南京政府ノ面子從テ帝國
政府ノ立場上モ必要ナル處其ノ形式ニ付テハ支那國內問題トシテ
日本ハ之ニ干涉セス汪蔣共ニ下野セサルモ可又共ニ下野スルモ一
方ノミカ下野シ他方カ新政府ノ首班トナルカ如キ場合アルモ差支
ナク尙重慶政府カ南京政府ノ傘下ニ來ル形式モ敢テ必要ニアラザ
ルヘシ

(日本標準規格B5)

8 1.1.1.0 - 27

552

0224

外務省

三、重慶ヲ相手トスル問題

重慶ヲ相手トスヘキ旨ノ聲明ヲ更メテ發スルコトハ不可能ナルモ
事實上之ヲ交渉ノ相手トシ停戰及汪蔣ノ合作問題並ニ前配和平條
件ヲ議スルヲ妨ケス且必要アラハ總理カ右ヲ「オーソライズ」ス
ル書面ヲ交渉員ニ拂行サスコトモ差支ナカルヘシ但シ和平條約ハ
汪蔣合作シタル政府ニ於テ正式ニ之ニ調印スルモノトス從テ重慶
ヲ相手トスル交渉ハ停戰ハ正式ノ協定トナルモ其ノ他ハ豫備交渉
ニ終ルモノトス

四、共產黨軍措置問題

重慶ヲシテ一方的ニ反共親日ノ政策ニ轉向スヘキ旨ヲ聲明セシメ
(但シ必スシモ反共ノ字句ヲ要セス「東亞ノ道義ヲ破壞スルカ如

中脅威」ノ如キ字句ニテモ可ナルヘシ)右ニ副フ措置即共產黨ニ

對スル斷崖及紅軍ノ討伐ヲ執ラシメレバ可ナリ

右ニ關聯シ重慶トノ間ノ和平實現ハ當然(一)重慶實力者トノ停戰(二)
汪蔣ノ合作實行(三)新統一政府トノ和平條約調印ノ順序トナルヘシ

外
務
省

(日本標準規格B5)

8 1.1.1.0 - 27

554

0226

外
務
省

(日本標準規格B5)

8 1.1.1.0 - 27

553

0225

和平實現后第三國ノ支那ニ於ケル經濟活動ニ關聯スル原則ハ帝國政
府問題及日支相互間ニ於テ確立セシメ置クヲ要スル問題ナル右ニ對
スル腹案左ノ如シ

一 北支、蒙疆及海南島ニ於ケル特定資源就中國防埋藏資源ノ開發ニ
關シテハ原則トシテ第三國ノ資本參加ヲ認メサルヲ原則トス但シ
第三國ヨリ「クレデット」ニ依ル諸機械ヲ必要トスヘク右支拂ハ
支那產物資ニ依リ決濟スルモノトス

二 右以前ノ地域ニ於ケル國防埋藏資源（主トシテ埋藏資源）開發ニ
關シテハ第三國ノ資本、技術、機械ノ參加ヲ認ムルモ日本ノ事前
諒解ヲ必要トシ日支外ノ合辦ヲ建前トシ且第三國ニ經營權ヲ與ヘ
サルモノトス

外務省

（H 本標準規格 B5）

8 1.1.1.0 - 27

555

0227

三 其ノ他ノ資源ノ開發ニ關シテハ第三國力其ノ參加ニ依リ政治的勢
力ヲ把握セサルコトヲ條件トシ之ヲ日外支外間ノ合辦事業ニ開
放ス

四 國防資源ノ利用ニ關シテハ北支、蒙疆、海南島ニ於テハ日本力絶
對的優先權ヲ有スルモ其ノ他ノ地域ニ於ケルモノニ付テハ日本ハ
支那及第三國ノ需要ニ對シ十分ノ考慮ヲ拂フモノトス

五 鐵道事業ニ對スル材料、機械等ノ賣込ハ第三國ニ對シ特ニ制限ヲ
設ケス、（規格ノ制定ニ付テハ日支協議シテ決定ス）

六 航空及通信事業ノ合辦參加ニ關シテハ帝國ニ同調スル第三國ニ限
リ（獨、伊ヲ豫想ス）之ヲ認ム但シ「パイロット」及通信員ハ第
三國人ノ參加ヲ認メサルモノトス

外務省

（H 本標準規格 B5）

8 1.1.1.0 - 27

556

0228

七海、水運ニ付テハ決定的經營權ヲ與ヘサル範圍ニ於テ第三國ノ資本及現物出資ヲ求メ合辦事業トナスヲ妨ケス
ハ其ノ他一般ノ企業ニ付テハ特ニ制限ヲ設ケサルモ國防産業ニ付テハ支那政府ノ許可及帝國政府ノ同意ヲ必要トス
六通商ハ一般ニ自由トス但シ日本ノ必要トスル埋藏資源ノ對日輸出及國際收支均衡ノ必要ヨリスル輸出入ノ統制ハ已ムヲ得サルモノトス

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

557

0229

REEL No. A-0212

0 : 3 :

アジア歴史資料センター

(別紙)

共同防衛ニ關スル條約案

兩國政府ハ東亞ノ道義ヲ破壞シ兩國ノ安寧及福祉ヲ危殆ナラシムル一切ノ脅威ニ對スル防衛ニ付緊密ニ協力スヘキコトヲ約ス
兩國政府ハ各々其ノ領域内ニ於テ東亞ノ道義ヲ破壞スルカ如キ分子及組織ヲ芟除スルト共ニ之ニ關スル宣傳及情報ノ蒐集交換ニ付協力スヘシ

日本國ハ兩國共同シテ前二項ノ目的ヲ達成シ兩國共通ノ利益ヲ確保スル爲所要期間中兩國間ニ別ニ協議決定スル所ニ從ヒ(「又ハ從前ノ慣例ニ基キ」ヲ挿入スルモ差支ナシ)其ノ艦船部隊ヲ中華民國ノ特定地域ニ駐留セシメ又所要ノ日本軍ヲ内蒙及華北ノ特定地域ニ駐屯セシムルコトヲ得

CH 本標準規格B5)

B 1.1.1.0 - 27

558

0230

外務省

0231

註 前記第二項ハ「兩國政府ハ各々其ノ領域内ニ於ケル共產主義

的破壊分子及組織ヲ芟除スルト共ニ」トシテ之ヲ秘密條約中

ニ規定スルコトモ一案ナルヘシ

CH 本標準規格B5)

B 1.1.1.0 - 27

559

外務省